

個人・世帯向け 新型コロナウイルス感染症支援策

【相談窓口】

[新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎に関する相談](#)

開設時間 9時から21時（土・日・祝日も対応）



■三重県庁

医療保健部薬務感染症対策課 059-224-2339（専用回線）

■保健所

- ・桑名保健所 0594-24-3619
- ・四日市市保健所 059-352-0594
- ・鈴鹿保健所 059-392-5010
- ・津保健所 059-223-5345
- ・松阪保健所 0598-50-0518
- ・伊勢保健所 0596-27-5140
- ・伊賀保健所 0595-24-8050
- ・尾鷲保健所 0597-23-3456
- ・熊野保健所 0597-89-6161

■国（厚生労働省）フリーダイヤル 0120-565653

[労働相談](#)

■三重県労働相談室 059-213-8290
059-224-3110

■国（三重労働局）の相談窓口

059-226-2110



[人権問題についてのご相談等](#)

■三重県人権センター相談窓口 059-233-5500

■法務省（みんなの人権110番）0570-003-110

■みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）

080-3300-8077



新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口

■三重県こころの健康センター 059-253-7821

■こころの傾聴テレフォン

(話しを「聴く」ことに重点をおいた傾聴電話)

059-223-5237

059-223-5238

■医療従事者の方のこころの相談窓口

059-223-5243



【借りる・受ける】

■生活福祉資金 緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯等を対象として緊急小口資金等の特例貸付を実施しています

※詳細につきましては、各市町社会福祉協議会までお問合せください

[貸付の概要]

緊急小口資金：最大20万円以内

総合支援基金：最大20万円以内（貸付期間：原則3ヵ月以内）



■高等学校等修学支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響等で、保護者の方等の収入が激減した高校生世帯等を対象とした支援制度を用意しています。

1. 奨学給付金（返金不要の給付金）・家計急変世帯対象

・申請時期・・・ 家計急変後、随時（令和3年2月末まで）

※給付額等は世帯の状況により変わります。

2. 修学奨学金（無利子の貸付金）・緊急採用

・申請時期・・・ 随時

※卒業後に返還必要



【延びる】

■ 納税が困難な方へ県税の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は原則1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。（無担保・延滞金なし）



〔対象となる地方税〕

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する県税のほぼすべての税目が対象

※令和2年6月30日又は、納期限（延長された場合は延長後の納期）のいずれか近い日までに申請が必要

事業者向け 新型コロナウイルス感染症支援策

【相談窓口】

■ 中小企業・小規模企業を対象とした

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

〔県〕 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

059-224-2447（平日 8:30～17:15）

〔関係団体等〕

三重県よろず支援拠点（公益財団法人三重県産業支援センター内）

059-228-3326（平日 8:30～17:15・休日 10:00～17:00）



■ 農林漁業者を対象とした新型コロナウイルス

感染症に関する経営支援相談窓口

〔農業者向け〕

農林水産部担い手支援課 担い手育成班

059-224-2354

中央農業改良普及センター 普及企画室（担い手課）

0598-42-6715

〔林業者向け〕

農林水産部森林・林業経営課 林業経営班

059-224-2563

〔漁業者向け〕

農林水産部水産資源・経営課 漁業経営班

059-224-2606



■ 全国的な移動を伴うイベント開催時の

感染防止対策のための相談窓口

〔イベント主催者・施設管理者向け〕

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

059-224-2352

yakumus@pref.mie.lg.jp



【補助金】

■ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）



（1）補助金の内容

- ①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- ②在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
- ③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

（2）申請期間

令和2年7月20日（月）から令和3年2月26日（金）（予定）まで

（3）問い合わせ先

三重県医療保健部長寿介護課

電話番号 059-224-3169、3184（平日の9時から17時まで）

■ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に 対するサービス継続支援事業



（1）補助金の内容

- ①介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業
- ②介護サービス事業所等との連携支援事業

（2）申請期間

令和2年7月20日（月）から令和3年2月26日（金）（予定）

（3）問い合わせ先

三重県医療保健部長寿介護課

電話番号 059-224-3169、3184（平日の9時から17時まで）

■ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）



（1）支援対象者

令和2年1月30日から令和2年6月30日までの期間に
介護サービス事業所・施設等に通算10日以上勤務し、
利用者と接する職員

（2）支援内容

利用者に新型コロナウイルス感染症が発生、または濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 20万円または5万円

上記以外の介護事業所・施設で勤務し利用者と接する職員 5万円

（3）問い合わせ先

三重県医療保健部長寿介護課

電話番号 059-224-3169、3184（平日の9時から17時まで）

■ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障がい福祉分）



(1) 支援対象

新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら障害福祉サービス等の継続に努めていただいた職員

(2) 支援内容

- ・新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設の職員、感染症患者又は濃厚接触者へのサービス提供職員について20万円を支給
- ・それ以外の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員に対し1人5万円を支給 等

(3) 申請期間

令和2年7月20日（月）から令和3年3月31日（水）

※オンライン申請の場合は、令和3年2月28日（日）

(4) 問い合わせ先

三重県子ども・福祉部障がい福祉課

電話059-224-3326（専用ダイヤル）

※問合せ時間：平日9：00～17：00

（12：00～13：00除く）

※8月31日まで

FAX 059-228-2085

E-mail shoho@pref.mie.lg.jp

■三重県内周遊促進支援補助金



(1) 概要

バスを活用した安全・安心して旅行ができる県民限定の県内周遊型旅行の造成を支援

(2) 補助対象額

・バス事業者

貸し切りバス1台あたり6万円/日(上限)

※対象となる経費が6万円に満たない場合は対象経費分

※1事業者につき120万円を上限

・旅行者

旅行催行1件につき8万円(上限)。

※対象となる経費が8万円に満たない場合は対象経費分

※1事業者につき40万円を上限

(3) 期間

第1期 ~~〈旅行催行日〉 令和2年7月1日～令和2年10月14日~~

~~〈申請受付期間〉 令和2年6月26日～令和2年9月30日~~

~~第2期 〈旅行催行日〉 令和2年10月15日～令和3年1月14日~~

~~〈申請受付期間〉 令和2年10月1日～令和2年12月31日~~

第3期 〈旅行催行日〉 令和3年1月15日～令和3年3月31日

〈申請受付期間〉 令和3年1月1日～令和3年3月17日

※申請は各期間内1回限り ※旅行催行前の事業のみ対象

(4) 問い合わせ先 三重県雇用経済部観光局観光政策課

電話：059-224-2077 FAX：059-224-2801

■医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金(医療分)



(1) 概要

医療機関や薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行う。

(2) 申請期間

令和2年7月20日(月)から令和3年2月28日(日)(予定)

(3) 問い合わせ先

三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

支援金係(医療分)

TEL 059-224-3133 (受付時間は平日9時から17時まで)

【借りる】

■ 中小企業・小規模企業向け三重県中小企業融資制度（県融資制度）一覧



令和 3 年 1 月 25 日現在

令和 2 年新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模企業向け
三重県中小企業融資制度（県融資制度）一覧

資金繰り支援のため利用可能な、主な県融資制度は次の通りです。

資金名	三重県新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット資金			リフレッシュ資金	創業・再挑戦アシスト借換資金
		危機関連保証	保証 4 号	保証 5 号		
融資対象	全業種	全業種	全業種	指定業種のみ R2/5/1 以降全業種指定	全業種	全業種
融資限度額	6,000 万円 (R3.1.25~引上げ)	8,000 万円	8,000 万円 ※保証 4 号及び保証 5 号合算の金額		5,000 万円	2,000 万円
融資期間	10 年以内	10 年以内			7 年以内	10 年以内
据置期間	5 年以内	2 年以内			2 年以内	2 年以内
利率	1.6% (一定の要件を満たす場合、当初 3 年間無利率)	金融機関所定利率（金融機関が決定）			金融機関所定利率 (金融機関が決定)	1.4%
保証枠	危機関連保証 保証 4 号 保証 5 号	更に別枠の特別保証 最大 2.8 億円 (うち無担保分 8,000 万円)	一般保証枠とは別枠の特別保証 (保証 4 号及び保証 5 号合算の金額) 最大 2.8 億円 (うち無担保分 8,000 万円)		一般保証枠 最大 2.8 億円 (うち無担保分 8,000 万円)	創業関連保証 創業等関連保証 一般保証
保証料率	事業者負担 ゼロ又は 1 / 2 — (国による補助)	0.20% (※売上高減少が 50% 以上の場合 0%)	0.20% (※売上高減少が 50% 以上の場合 0%)	0.24%	0.25~1.30%	0.60% 0.50% 0.45~1.50%
		0.60% (※売上高減少が 50% 以上の場合 0.80%)	0.70% (※売上高減少が 50% 以上の場合 0.90%)	0.44%	0.20~0.60%	0.30% 0.40% 0~1.50%
保証割合	信用保証協会 100%保証 80%保証	信用保証協会 100%保証		信用保証協会 80%保証	信用保証協会 80%保証	信用保証協会 100%保証 80%保証
市町長の認定	必要	必要			不要	不要
備考	・取扱期間 R2/5/1~ R3/3/31	・指定期間 R2/2/1~ R3/6/30	・指定期間 R2/2/18~ R3/3/1	・R2/5/1~ R3/6/30 全業種指定	・R2/2/5 融資 対象について 改正	・R2/4/20 開始

※ 中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であることが要件となります。

※ 取扱金融機関は以下に記した 3 2 の金融機関です。ご利用の際には取扱金融機関へご相談ください。

取扱金融機関一覧
百五銀行、三重銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、滋賀銀行、南都銀行、大垣共立銀行、十六銀行、紀陽銀行
第三銀行、中京銀行、愛知銀行
桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、津信用金庫、紀北信用金庫、新宮信用金庫
イオ信用組合、信用組合愛知商銀
三重北農協、鈴鹿農協、三重中央農協、津安芸農協、一志東部農協、松阪農協、多気郡農協、伊勢農協、伊賀ふるさと農協
三重県信用農業協同組合連合会
三重県信用漁業協同組合連合会
商工組合中央金庫